

2023年度事業計画書

(2023年4月1日より2024年3月31日)

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

I. 基本方針

現代においては、科学技術の発展によって利便性や効率性がもたらされた反面、生物の絶滅を加速する地球温暖化など、大気・水・土壌圏への弊害は深刻な状況にあり、地球環境に対する負荷軽減の要求は切実で、農業界にもシステム・パラダイムの転換が迫られている。

世界的にはアジアやアフリカなどの貧困や飢餓問題が解決できていない現状がある。これら諸問題の解決に向け自然農法への期待が高まりつつある。

土壌の生産力を失って滅びた多くの国々の歴史的事実を踏まえ、我々は文明の基盤となる土壌の生産力を高く維持できる食料生産とその配分についてあらためて考え直すべき局面を迎えている。

国内においては、化学農業・大規模生産方式が適さない限界集落での有機農業による食料増産をはかるとともに、海外においては家族農業など小規模農業で生産力を高め、生活を豊かにする農法への転換が必要と考えている。

本公益財団法人は、土とタネの力を重視した自然農法の研究開発と国内外への普及をはかることにより、自然環境と調和し、心豊かで健康な食生活が送れる農村を中心に多様な人々が共生する社会の定着促進に寄与することを目的とする。

それには、多様な自然の生態系を生かす風土産業としての有機農業を発展させることが必要であり、地域の実情に応じた自然力の活用がその鍵を握る。

そうした、健全な風土産業の発達をもたらすであろう豊かな農村社会では流通の改善や政策転換を後押しし、健全な消費流通の仕組みづくりと貧富の格差を生まない社会をもたらす農産業構造へと誘導するものと考えている。

本財団はそうした農業生産に貢献しうる、自然の生物間の相互作用の1つとして最重要視されている「競争」を「共生」に切り替える技術を開発し、農業生産手法を自然農法に転換する新しい環境改善策を提供することを目標とする。

引き続き以下を自然農法センターの3つの柱と定め、事業を推進していく。

- ①「農」を基にした持続可能な地域社会づくり
- ②有機栽培を実践・希望する人への技術支援
- ③有機栽培に適した自然のタネの開発、販売（頒布）

上記3つの柱の③タネの売上向上を図ると共に、タネによって農家、農業関係者との繋がりをつけて、②当センターの技術を伝えて、自然農法、有機栽培の実施者を増やし、それにより①持続可能な地域社会づくりに繋げて行く。

これに加え、近い将来の目標として、経営改善を進め、運営資金の確保、人材の補充を行い研究事業の充実を目指す。

今年度も、国内への情報発信を強力に推進し、タネの普及を入り口として、自然農法の普及を図ることで一層の社会貢献に挑戦する。有機農業の水稲栽培を中心に、省力的・経済的な技術を普及する。また、ここ数年急増している各地からの指導要請に応え、現地の技術指導（オンラインを含む）を充実させ自然農法実施者の増加並びに学校給食等の有機化をはかり、農水省が掲げる「みどりの食料システム戦略」の目標達成に寄与していく。

以上を基に自然農法の社会実装、農地と食卓を繋げる自然循環機能に重きをおいた農的社会の実現を目指す。

Ⅱ. 事業内容

1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

- 1) 自然農法の研究開発事業
 - (1) 水稻栽培における雑草制御に効果的な育土・栽培技術に関する研究
 - (2) 畑作における育土・栽培技術に関する研究
 - (3) 受託研究
 - (4) 研究活動のデジタルアーカイブ製作
- 2) 自然農法種子の品種育成事業
 - (1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究
 - (2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究
- 3) 研修事業
 - (1) 自然農法後継者等の育成

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

- 1) 自然農法の実用化推進事業
 - (1) 水稻栽培
 - (2) 野菜栽培
- 2) 自然農法の啓発普及事業
 - (1) 講習会等の開催を通じた自然農法の普及
 - (2) マルチメディアを活用した情報発信による自然農法の普及
 - (3) 見学者の受け入れと講師派遣、自然農法普及員等による啓発普及
- 3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業
 - (1) 自然農法の試験・実証の展開と支援
 - (2) 交流会・研修会等への協力

3. 有機農業の分野における認証制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業3)

- 1) 有機 JAS 認証事業
 - (1) 有機 JAS の登録認証機関としての検査・認証業務
 - (2) 有機 JAS 講習会の開催と有機 JAS 認証事業者の育成
 - (3) 認証業務の改善、充実
 - (4) 検査・判定体制の充実
 - (5) その他
- 2) 有機農業の分野における交流、支援事業
 - (1) NPO 法人有機農業参入促進協議会への協力支援
 - (2) その他有機農業推進関係団体との交流

4. 法人管理

- 1) 法人運営
 - (1) 評議員会および理事会の開催
 - (2) 監事による会計および業務監査
 - (3) 行政庁への報告等
 - (4) 予算および事業計画の作成
 - (5) 決算および事業報告の作成

- (6) 常務役会の開催
- (7) ウェブサイト・SNSによる情報公開・発信
- (8) 業務改善
- 2) 財産管理
 - (1) 会計管理
 - (2) 賛助会員の募集
 - (3) 寄附金の募集
 - (4) 施設・設備等の充実
- 3) 人事管理
 - (1) 業務執行体制の充実
 - (2) 非常勤役員・評議員の特別な任務の委嘱

5. その他目的達成のために必要な事業

Ⅲ. 事業内容の詳細

1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

基本方針

人の健康を支える作物の特性とその生産方式を明らかにすることを目標として、安定的な耕地生態系を支える土壌特性を解明し、耕地生態系の安定に資する育土・栽培技術を策定し、植物・土壌の診断技術を確立する。併せて、総合的に体系化されたモデル実証を軸に自然農法の実用に資する研究を進める。

1) 自然農法の研究開発事業

- (1) 水稻栽培における雑草制御に効果的な育土・栽培技術に関する研究

自然農法への転換期において課題となる雑草を制御する育土・栽培技術の実用化を柱とした水稻栽培技術の体系化を進める。

①有機水稻栽培の技術体系化

これまでの研究で得られた育苗、雑草制御、地力増進、水管理など有機水稻栽培技術を精査し、さらに体系的に整理する。また、技術普及のための資料として書籍化する。

②学校給食への有機米安定供給に関する研究

学校給食食材用の有機米生産を実施する団体を対象に、需要量を確保するために必要な栽培技術の提案を行い、実施結果をもとに安定供給のための要因を分析し、現地での体系化を進める。

- (2) 畑作における育土・栽培技術に関する研究

自然農法への転換期において課題となる病害虫や雑草を制御する育土・栽培技術の実用化を柱とした畑作栽培技術の体系化を進める。

①当センター品種の生産力調査

当センターの新品種および候補品種の生産力を測り、品種の特性を明らかにすることで体系化を進める。

ア ピーマン「信州みどり」

イ 甘とうがらし「甘とうがらし(自農系)」と黒アザ果改良種

(3) 受託研究

有機農業に資する委託研究を受託する。

(4) 研究活動のデジタルアーカイブ製作

研究開発事業における栽培の様子などを、伝達容易な保存資料として動画などのデジタルアーカイブを製作する。

2) 自然農法種子の品種育成事業

自然農法や有機農業に適した品種の育成と育成種子の頒布や技術情報の発信を通じて、「農」を基にした持続可能な地域社会づくりに貢献する。そのため、品種育成課題を選択的に集中し、頒布種子の品質向上と作業工程の改善と標準化を図り、業務の効率化と収支改善を進め、自然農法種子の普及拡大に努める。

(1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究

生態系機能を有効に活用する低投入栽培や自家採種に適する品種を育成する。自然農法センター品種の原種・原原種維持のため、選抜更新を行う。

- ①少肥条件でも栽培可能な秋播き普通栽培用タマネギ品種の育成（育成は2019年度に完了済み。適正価格と採種工程を図り、2023年度完了予定）
- ②固定種「甘とうがらし」の黒あざ果の発生が少ない系統の育成（2023年度完了予定）
- ③露地栽培向きミニトマト品種の育成（2024年度完了予定）
- ④露地栽培に適する複合耐病性中玉トマトと大玉トマト品種の育成（2030年完了予定）
- ⑤露地栽培に適する輪紋病耐病性大玉トマトの育成（2031年完了予定）
- ⑥ピーマン大果種系統の育成及び品種の育成（2027年完了予定）
- ⑦初夏どり栽培に適するレッドリーフレタス品種の育成（2029年度完了予定）

(2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究

①自然農法種子の生産と採種農家の育成

自然農法育成品種の安定的な種子生産体系の改善に努め、採種農家の育成、および種子の質的、量的に安定した生産体制の確立を目指す。

②自然農法種子の普及

自然農法種子に関する情報を整理し、ウェブサイトにおける情報発信等の充実と頒布協力事業者を通じて自然農法種子の認知を広めるとともに利用者を増やす。

3) 研修事業

自然農法を実施又は志向する国内外の人材に対し、自然農法に関する基本的な知識や栽培技術の講習および実技実習等の研修を行う。

(1) 自然農法後継者等の育成

今年度の研修生の募集は中止するが、研修修了後の自然農法実施者には他部署の協力も得てサポートを継続する。

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

基本方針

国内外における地域性や土壌条件に応じた自然農法の技術体系についての理解を深め、

自然農法を実践する農家が情報を共有できるよう、当センターの研究成果情報や既存の有機農業技術情報などを整理して発信し、自然農法の安定的な経営を維持できる実用的技術の普及・広報につとめる。

1) 自然農法の実用化推進事業

研究成果を体系化した総合的な耕種管理と、風土に適した圃場生態系管理による栽培体系の生産実証展示を行う。合わせて当センター育成品種や地域・作型に合う品種を活用した展示・普及を行う。

(1) 水稻栽培

風土に適した総合的な耕種管理による雑草対策の有効性と栽培体系の実証展示を行う。

- ①寒冷地乾田での実証展示
- ②中間地疑似グライ土での実証

(2) 野菜栽培

圃場生態系管理を通じた野菜作の病虫害・雑草制御技術と自然農法種子の品種展示を行う。

- ①寒冷地黒ボク土での実証展示
- ②温暖地疑似グライ土での実証展示

2) 自然農法の啓発普及事業

生産技術のみならず、各地域の自然生態系を利用した自然農法が持つ理念や環境保全などの社会的役割について、農家をはじめ家庭菜園実施者、消費者に広く普及し、地域の協力者とともに啓発普及を行う。

(1) 講習会等の開催を通じた自然農法の普及

自然農法の情報交流会やオンライン講座等を適宜開催して、自然農法の理解促進・普及を行う。

(2) マルチメディアを活用した情報発信による自然農法の普及

ウェブサイト、SNS、紙媒体などのメディアを活用して、幅広く一般へ、効果的に情報発信し、また動画等のデジタルコンテンツのより積極的な運用による自然農法の啓発普及を行う。

(3) 見学者の受け入れと講師派遣、自然農法普及員等による啓発普及

農業試験場および知多草木農場において見学者の受け入れを行うとともに、外部からの講師派遣要請に応じて自然農法の啓発普及を行う。あわせて自然農法普及員等、自然農法普及の協力者や支援者の充実に努める。

- ①見学者の受け入れ
- ②学校給食食材生産に関する講師派遣
- ③自然農法普及員等による啓発普及
- ④その他

3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業

政府組織やNGO、研究機関等との普及連携と関係構築を進め、有機農業・自然農法推進の情報の共有と発信をはかる。

(1) 自然農法の試験・実証の展開と支援

大学や行政、NGO 組織等の協力機関とともに有機農業・自然農法の試験、現地実証の

展開および支援を行うため、客員研究員、研修生、来訪者等との連絡を密にし、現地訪問や招聘により交流をすすめる。

(2) 交流会・研修会等への協力

海外行事の協力を通して、海外の普及協力者との交流を促進する。

3. 有機農業の分野における認証制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業3)

基本方針

国の「有機農業の推進に関する法律」に基づく基本方針は、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備を行うこととしている。自然農法の取り組みは歴史的には有機農業よりも古く、有機農業とは多くの共通性があり今日まで連携を図りながら共に進歩発展してきた。本事業では、有機農業の分野において、有機JAS認証を希望する有機農業者の検査認証を通じての流通支援や民間の有機農業推進団体との交流や支援を行うことにより、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資するとともに、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

1) 有機JAS認証事業

(1) 有機JASの登録認証機関としての検査・認証業務

- ①年次調査 265 事業者（臨時調査含む）
- ②新規認証 20 事業者程度
- ③有機食品の輸出に係る証明書の発行
- ④有機農産物の生産に使用する資材の適合評価及び公表

(2) 有機JAS講習会の開催と有機JAS認証事業者の育成

- ①定期・地方講習会
有機農産物 熱海（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
有機加工食品 熱海（4月、6月、8月、10月、12月、2月）
※上記以外にニーズを考慮して地方で適宜開催する（3～4箇所程度）。
- ②要請型講習会（オンライン講習会含む）
認証事業者および申請を予定する事業者からの要請に伴い適宜開催
- ③認証事業者向けのフォローアップ研修会（1月、2月）

(3) 認証業務の改善、充実

- ①公平性委員会（有機JAS登録認証機関協議会共同開催）
- ②登録認証機関連絡会合への参加
- ③内部監査の実施（7月）
- ④認証業務研修の開催（1月）
- ⑤認証業務改善会議の実施（1月）
- ⑥ウェブサイトの充実

(4) 検査・判定体制の充実

検査員の育成・増員（1～2名程度）

（5）その他

- ①有機 JAS 登録認証機関協議会への参加
- ②農林水産省他、認証事業に係わる関係機関との連携

2)有機農業の分野における交流、支援事業

有機農業の分野における推進関係団体との交流や支援を行う。

（1）NPO 法人有機農業参入促進協議会への協力支援

有機農業への参入支援を行う。

（2）その他有機農業推進関係団体との交流

有機農業学会他

4. 法人管理

公益財団法人として法令遵守に努め、公正で適正な法人運営と財産管理を行い、職員等の健康増進と資質向上を図り、この法人の公益目的事業を円滑に進めるために、以下の項目を実施する。

1) 法人運営

評議員会・理事会・常務役会の開催、予算書・決算書・事業計画書・事業報告書の作成と行政庁への報告を的確に行い、所管の法令に則った円滑な法人運営に努める。

（1）評議員会および理事会の開催

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）および定款に則り、評議員会を年 2 回以上、理事会を年 4 回以上開催し、法人法および定款、または各規程類で規定している事項を諮り、または報告するなどして、適正な法人運営に努める。また、効率化のため、オンライン会議形式による会合も積極的に導入する。

（2）監事による会計および業務監査

法人法および定款、または監事監査規程に則り、監事の要請に基づき、会計および業務監査会議を適宜実施し、対応する。また、効率化のため、オンライン会議形式による監査会議も積極的に導入する。

（3）行政庁への報告等

定款で規定している行政庁への報告等の事項について、規定の期日までに定められた方法により、提出または届出、申請等を行う。

（4）予算および事業計画の作成

次年度予算書類および事業計画書を作成し、理事会決議および評議員会による承認を経て、期日までに行政庁へ報告する。また、作成した予算および事業計画に基づいた法人運営がなされているかを管理監督する。

（5）決算および事業報告の作成

前年度決算書および事業報告等を作成し、理事会決議および評議員会による承認（事業報告は報告）を経て、期日までに行政庁へ報告する。

(6) 常務役会の開催

各事業の円滑な遂行を図るため、適宜開催する。部署間連携の推進を図り、情報の共有化を進め、各事業の充実と更なる発展に努める。

(7) ウェブサイト・SNSによる情報公開・発信

利用者の見やすさ、使いやすさに重点をおいたページ作成を心がけ、有益で明瞭な情報の発信に努めるため、サイトの再構築を実施する。

(8) 業務改善

デジタル化を含め、各部署の業務の効率化、改善に適宜努める。

2) 財産管理

的確に会計処理を実施し、適正な財産管理と運用に努める。また財政基盤の充実のため、賛助会員の増加に努め寄附金の募集を行う。

(1) 会計管理

公益法人会計基準に則った会計処理を行い、予算に基づいた預金および現金による取引を的確に実施する。また、預金および現金を規定の方法により厳重に管理するとともに、その記録となる会計帳簿類についても所定の期間定められた方法により適切に保管する。

(2) 賛助会員の募集

賛助会員募集チラシをもちいて、各種イベントやウェブサイトでの広報を行い、新規の賛助会員増加に努める。

会員の会費使途が明確に伝わる内容にまとめた「賛助会員だより」を年1回程度発行して、会員に対して感謝の意を伝えるとともに活動報告を行い、会員の入会継続意欲の向上への一助とする。

また、オンラインによる会費決済の利用促進に努める。

(3) 寄附金の募集

寄附金の募集チラシを利用し、行事等での広報に努め、広く募集を行う。また、特定寄附金の設置についても検討を行う。また、オンラインによる寄附金決済の利用促進に努める。

(4) 施設・設備等の充実

公益目的事業および法人管理業務の円滑な遂行のため、必要な施設および設備、または什器備品類の充実を図る。

3) 人事管理

職員等が健康で意欲的に業務に邁進できるための環境整備を行うとともに、その資質向上に向けた研修の機会を適宜設ける。

(1) 業務執行体制の充実

① 労務管理

職員等の衛生管理に努め、職員等が健康的で意欲的に業務に従事できるための業務遂行体制の整備および充実を図る。

②職員採用

円滑で継続的な事業遂行のため、職員等の補充を適宜行う。必要に応じて職員募集を行い、採用試験を実施し、適正な部署に配置する。

(2) 非常勤役員・評議員の特別な任務の委嘱

研修生を含む職員等への講義や各種行事における講演等、必要に応じて、非常勤役員および評議員に対し、当該非常勤役員・評議員の有する専門的知見を活かした特別な任務を委嘱する。

5. その他目的達成のために必要な事業

以 上